

東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱

30 環総政第 800 号

平成 31 年 3 月 28 日

政策調整担当部長決定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規定等により提出される環境影響評価図書の公表のうち、ウェブ公表、閲覧及び貸出しを行うに当たり必要となる事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境影響評価図書 次に掲げる書面をいう。

ア 条例第 11 条第 1 項に規定する環境配慮書及びその概要

イ 条例第 29 条に規定する特例環境配慮書及びその概要

ウ 条例第 32 条第 1 項に規定する特例環境配慮書に係る見解書

エ 条例第 40 条第 1 項に規定する環境影響評価調査計画書

オ 条例第 48 条第 1 項に規定する環境影響評価書案及びその概要

カ 条例第 55 条第 1 項に規定する環境影響評価書案に係る見解書

キ 条例第 58 条第 1 項に規定する環境影響評価書及びその概要

ク 条例第 37 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定による変更届に添付される書面（法の対象事業に関して提出される当該書面に相当する書面を含む。）
（知事がウェブ公表を行う必要があると認めるものに限る。）

ケ 条例第 65 条第 1 項に規定する事後調査計画書（法の対象事業に関して提出される当該書面に相当する書面を含む。）

コ 条例第 67 条第 1 項に規定する事後調査報告書（法の対象事業に関して提出される当該書面に相当する書面を含む。）

サ 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 14 年東京都条例第 127 号）による改正前の条例第 18 条第 1 項に規定する調査計画書に係る見解書

シ 条例第 12 条第 5 項に規定する書面

ス 条例第 24 条第 1 項（第 35 条において準用する場合を含む。）又は同条第 2 項（第 35 条において準用する場合を含む。）に規定する書面

セ その他知事がウェブ公表を行う必要があると認める書面

ソ 条例第 37 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定による変更届（クに掲げる書面を除く。）、中止届又は廃止届

- タ 条例第 83 条第 1 項に規定する書面
 - チ 法第 3 条の 3 第 1 項に規定する計画段階環境配慮書及びその要約書
 - ツ 法第 5 条第 1 項に規定する環境影響評価方法書及びその要約書
 - テ 法第 14 条第 1 項に規定する環境影響評価準備書及びその要約書
 - ト 法第 21 条第 2 項に規定する環境影響評価書及びその要約書
 - ナ 法第 38 条の 2 第 1 項に規定する報告書
 - ニ その他知事が閲覧又は貸出しを行う必要があると認める書面
- (2) 縦覧対象図書 前号アからキまでに掲げる書面をいう。
 - (3) ウェブ公表対象図書 第 1 号アからセまでに掲げる書面をいう。
 - (4) 縦覧期間 条例第 16 条(第 32 条第 2 項又は第 35 条において準用する場合を含む。)、第 44 条、第 52 条、第 55 条第 2 項又は第 59 条第 1 項の規定により、縦覧対象図書が縦覧に供される期間をいう。
 - (5) ウェブ公表 知事が、ウェブサイトにおいて、ウェブ公表対象図書に記載する事項を、インターネットの利用により公表することをいう。
 - (6) 閲覧 知事が、縦覧期間終了後に、環境影響評価図書を閲覧に供することをいう。
 - (7) 貸出し 知事が、縦覧期間中及び縦覧期間終了後に、環境影響評価図書を貸し出すことをいう。
 - (8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第 2 章 ウェブ公表

(ウェブ公表の期間)

第 3 条 ウェブ公表は、次の表の左欄に掲げるウェブ公表対象図書の区分ごとに当該中欄に定める日から当該右欄に定める日まで行うものとする。ただし、事業者からウェブ公表の終了日についての申し出があった場合においては、当該終了日までとする。

ウェブ公表対象図書	ウェブ公表開始日	ウェブ公表終了日
(1) 縦覧対象図書	縦覧期間の開始日	最後に提出された事後調査報告書について、条例第 67 条第 2 項の規定により公表を開始した日(事業の廃止があった場合又は条例の対象計画若しくは対象事業に該当しなくなった場合には、それぞれ当該廃止の日又は当該該当しなくなった日)から 5 年を経過した日。ただ
(2) 第 2 条第 1 号ク及びコに掲げる書面	条例第 10 条第 3 項に規定する審議会に受理を報告した日の翌日	
(3) 第 2 条第 1 号ケに掲げる書面	条例第 66 条第 2 項の規定により、着工の届出の内容が公示された日	

(4) 第2条第1号サ及びスに掲げる書面	提出を受けた日	し、法の対象事業に係る書面については、環境影響評価図書の公開について（平成30年3月30日付環政評発第1803305号）別表第1に規定する環境影響評価書及び要約書のウェブ公開終了日
(5) 第2条第1号シに掲げる書面	条例第12条第6項各号の規定により公表した日	
(6) 第2条第1号セに掲げる書面	知事が必要と認める日	知事が必要と認める日

（ウェブ公表の許諾等）

第4条 知事は、事業者に対し、次の表の左欄に掲げる場合の区分ごとに、当該右欄に定める書面等の提出を求めるものとする。

(1) 事業者が環境影響評価図書を提出しようとする場合	当該環境影響評価図書に係る次の書面等 ア 環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書（別記第1号様式） イ 電磁的記録
(2) 事業者が既に環境影響評価図書を提出しており、かつ、知事が当該環境影響評価図書のウェブ公表を行う必要があると認める場合	当該環境影響評価図書に係る次の書面等 ア 環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書（別記第1号様式） イ 電磁的記録（既に提出されているものを使用できると認められる場合は除く。）

- 2 知事は、事業者に対し、前項に規定する環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書（別記第1号様式）の作成に当たっては、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物（測量法（昭和24年法律第188号）第29条又は第43条の規定による承認を要するもの（以下「測量成果」という。）を除く。）が含まれるときは、当該著作物の著作権者がウェブ公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえて作成することを求めるものとする。
- 3 知事は、環境影響評価図書に測量成果が含まれるときは、ウェブ公表に係る測量法第29条又は第43条の規定による承認の手続を行うものとする。

（著作権への留意）

第5条 ウェブ公表に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないように、次のとおり留意するものとする。

- (1) 都は、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載することその他著作権法（昭和45年法律第

48号)に基づく著作権者の権利について必要な保護を図ることとする。

- (2) 環境影響評価図書の記載内容に、環境影響評価図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形等の著作物に関して、著作権者の許諾を得られない場合であつて、事業者から、環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書(別記第1号様式)によりその旨の申出があつたときは、当該箇所を非掲載とする。

第3章 閲覧及び貸出し

(閲覧又は貸出しを行う日、時間及び場所)

第6条 閲覧又は貸出しを行う日は、次の各号に掲げる日(以下「休日」という。)を除くものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- 2 閲覧又は貸出しを行う時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 3 閲覧又は貸出しを行う場所は、東京都環境局総務部環境政策課その他知事が必要と認める場所とする。

(閲覧者等の遵守事項)

第7条 環境影響評価図書の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)又は環境影響評価図書の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧者は、閲覧を行う場所から環境影響評価図書を持ち出さないこと。
- (2) 閲覧者及び借受者は、環境影響評価図書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 閲覧者は、他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 借受者は、環境影響評価図書を紛失し、滅失し、又は転貸しないこと。
- (5) 借受者は、環境影響評価図書を複製するときは、著作権法第30条の規定により私的使用目的に限ることその他同法の規定に違反しないようにすること。
- (6) 借受者は、環境影響評価図書貸出票(別記第2号様式)に記載する貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を知事に返却すること。
- (7) 閲覧者及び借受者は、環境影響評価図書を紛失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは損傷した場合は、速やかに、環境影響評価図書に係る紛失等届(別記第3号様式)を知事に提出し、知事が相当と認める方法により、損害を賠償すること。
- (8) 閲覧者及び借受者は、東京都の係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

(閲覧又は貸出しの制限)

第8条 知事は、前条の規定に違反した者に対して、閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は貸出しを中止することができる。

(環境影響評価図書の紛失等に係る損害賠償の減免)

第9条 知事は、環境影響評価図書を紛失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは損傷した者から、環境影響評価図書の紛失等に係る損害賠償減免申請書(別記第4号様式)による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(貸出しの申込)

第10条 知事は、環境影響評価図書の貸出しを受けようとする者に対し、環境影響評価図書貸出申込書(別記第5号様式)を提出させるものとする。

2 知事は、前項の貸出申込書の提出を受けようとするときは、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の借受者の住所及び氏名を確認できる書類の提示を求めるものとする。

(貸出期間)

第11条 環境影響評価図書の貸出期間は、次の各号に定める期間とする。ただし、次条後段に規定する場合には、この限りでない。

- (1) 縦覧対象図書が縦覧に供されている期間の当該縦覧対象図書 貸出日から1週間を経過する日(同日が休日に当たるときは、休日の翌日)まで
- (2) 前号の環境影響評価図書以外の環境影響評価図書 貸出日から2週間を経過する日(同日が休日に当たるときは、休日の翌日)まで

(貸出しの決定)

第12条 知事は、環境影響評価図書貸出申込書(別記第5号様式)の提出があった場合において、貸出申込状況、環境影響評価図書の保管部数その他の状況を勘案して適当と認めるときは、環境影響評価図書貸出票(別記第2号様式)を交付し、貸出しを行うものとする。この場合において、当該状況を勘案して必要があると認めるときは、当該環境影響評価図書貸出申込書に記載された貸出期間を短縮することができる。

第4章 電磁的記録

(電磁的記録の作成仕様)

第13条 第4条第1項の規定により事業者が提出する電磁的記録は、次の仕様とする。

- (1) 環境影響評価図書に記載すべき事項の電磁的記録を、磁気ディスク等(磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に

記録しておくことができる物をいう。) (知事が指定するものに限る。) をもって調製するファイルに保存したものとすること。

- (2) ファイル形式は、PDF 形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイル容量は、章ごとに適宜分割すること等により、概ね 2 メガバイト以下になるようにすること。

(電磁的記録の用途)

第 14 条 知事は、事業者から提出を受けた電磁的記録について、次の用途に利用するものとする。

- (1) ウェブ公表
 - (2) 東京都環境影響評価審議会における調査審議
 - (3) その他環境影響評価の趣旨に照らし合わせて必要とする利用
- 2 知事は、前項第 2 号又は第 3 号の用途に利用することを目的として事業者から提出を受けた電磁的記録を前項第 1 号の用途に利用しないものとする。
- 3 知事は、事業者から提出を受けた電磁的記録を第 1 項第 2 号又は第 3 号の用途に利用する場合には、環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書 (別記第 1 号様式) に記載する許諾の状況にかかわらず、当該電磁的記録の全てを利用する。

附 則 (平成 31 年 30 環総政第 800 号)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書類の磁気ディスクによる提出等に関する要綱 (平成 15 年 6 月 10 日付 15 環都影第 78 号) は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書類の磁気ディスクによる提出等に関する要綱第 7 の規定により提出された磁気ディスクについては、当該要綱第 4 (2) から (4) までの規定は、第 4 条第 1 項の表 2 の項に規定する場合において、同項アに規定する環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書 (別記第 1 号様式) が提出されたときを除き、なお効力を有する。

附 則 (令和元年 31 環総政第 257 号)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 環総政第 595 号)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式（第4条・第5条・第14条・附則第3項関係）

環境影響評価図書のウェブ公表等に係る許諾書

年 月 日

東京都知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下記のとおり、環境影響評価図書について、東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱（平成31年3月28日付30環政総第800号。以下「要綱」という。）の規定によりウェブ公表を行うことを許諾します。

また、要綱第14条の規定により知事が電磁的記録を利用することを許諾します。

記

1 環境影響評価図書の名称

2 許諾状況

(1) 全て許諾

(2) 一部許諾

不許諾部分	著作権者	不許諾理由

地図について、国土地理院等の承認を得ている場合の承認番号

3 ウェブサイト上のファイルの印刷・ダウンロード

ア 印刷

同意します

同意しません

イ ダウンロード

同意します

同意しません

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

環境影響評価図書貸出票

申込者 ○ ○ ○ ○ 様

東京都知事 ○ ○ ○ ○ ○

東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱（平成31年3月28日付30環政総第800号。以下「要綱」という。）第12条の規定により、下記のとおり環境影響評価図書を貸し出します。

記

1 図書名

別添「貸出申込書」記載のとおり

2 貸出期間

貸出年月日：	年	月	日
返却年月日：	年	月	日

3 遵守事項

- (1) 環境影響評価図書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 環境影響評価図書を紛失し、滅失し、又は転貸しないこと。
- (3) 環境影響評価図書を複製するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条の規定により私的使用目的に限ることその他同法の規定に違反しないようにすること。
- (4) 2の貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を知事に返却すること。
- (5) 環境影響評価図書を紛失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは損傷した場合は、速やかに、環境影響評価図書に係る紛失等届（要綱別記第3号様式）を知事に提出し、知事が相当と認める方法により、損害を賠償すること。
- (6) 東京都の係員の指示に従うこと。

4 留意事項

3の遵守事項に違反した場合には、貸出しを中止することがあります。

東京都環境局総務部環境政策課 （住所・電話）

環境影響評価図書に係る紛失等届

年 月 日

東京都知事 様

住所

氏名

連絡先

下記のとおり、環境影響評価図書を紛失（滅失・汚損・損傷）しましたので、環境影響評価図書貸出票（ 年 月 日付 第 号）3(5)の規定により届け出ます。

記

1 図書名

2 貸出（閲覧）年月日 年 月 日

3 紛失（滅失・汚損・損傷）年月日 年 月 日

4 紛失（滅失・汚損・損傷）の状況

環境影響評価図書の紛失等に係る損害賠償減免申請書

年 月 日

東京都知事 様

住所

氏名

連絡先

東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱（平成31年3月28日付30環政総第800号。以下「要綱」という。）第9条の規定により、私が紛失（滅失・汚損・損傷）した環境影響評価図書の損害賠償の減額（免除）を下記のとおり申請します。

記

1 図書名

2 貸出（閲覧）年月日 年 月 日

3 紛失（滅失・汚損・損傷）年月日 年 月 日

4 申請の種類 減 額 ・ 免 除

5 減額（免除）申請の理由

環境影響評価図書貸出申込書

年 月 日

東京都知事 様

住所
氏名

連絡先

東京都環境影響評価図書のウェブ公表等に関する要綱（平成31年3月28日付30環政総第800号）第10条第1項の規定により、下記のとおり環境影響評価図書の貸出しを受けたいので申し込みます。

記

1 図書名

受付番号	事業名称 (略称可)	調査計画書 (方法書)	評価書案 (準備書)			評価書			見解書	事後調査			その他	
			本編	資料編	概要	本編	資料編	概要		計画書	(報告書)	(報告書)		

合計 冊

2 貸出期間（原則2週間以内。ただし、縦覧期間中のものについては原則1週間以内）

貸出年月日：	年	月	日
返却予定年月日：	年	月	日

(※東京都記入欄)

身分証明書等	<input type="checkbox"/>	()	：対応
--------	--------------------------	-----	-----